

建築物移動等円滑化基準チェックシート3 （共同住宅） 【延床面積が 2000㎡以上】

令：バリアフリー令（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 令和6年6月21日政令第221号） 条例：練馬区福祉のまちづくり推進条例(令和8年10月1日施行)							
多数の者(令第23条・条例第40条により読み替える)が利用する建築物特定施設（移動等円滑化経路、特定経路を含む）							
建築物特定施設 条:条例付加規定	チェック 欄		建築物移動等円滑化基準(一般義務基準)			緩和 措置	
廊下等		1	表面は粗面、または滑りにくい仕上げ				
令11 条例31	条	2	階段等の下において、必要な高さおよび空間の確保			1	
階段		1	手すりの設置(踊場を除く)				
令12	条	2	踊場に手すりを設置			2	
条例32		3	表面は粗面、または滑りにくい仕上げ				
		4	踏面の端部とその周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能				
		5	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造				
		6	主たる階段は回り階段でないこと			3	
	条	7	けあげ18cm以下、踏面26cm以上、それぞれ一定とする			2	
	条	8	階段の幅120cm以上			2	
	傾斜路(屋内)		1	勾配1/12を超えまたは高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置			
	令13		2	表面は粗面、または滑りにくい仕上げ			
		3	前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能				
便所		1	便所を設置(※1)				
令14		2	車椅子使用者用便房(※2)を設置(必要設置数についてはチェックリスト(便所)へ)				
条例33		3	水洗器具(オストメイト対応)が設置されている便房を1以上設置(男女別は各1)				
		4	小便器を設ける場合、床置き(壁掛式は、受け口の高さ35cm以下)を1以上設置				
	条	5	床の表面は粗面、または滑りにくい仕上げ				
浴室等(※3)	条	1	床の表面は粗面、または滑りにくい仕上げ				
条例34	条	2	つぎに掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置(男女別は各1)				
	条	①	浴槽、シャワー、手すり、レバー式等の水栓金具、緊急通報設備等の適切な設置				
	条	②	車椅子使用者等が円滑に利用できる空間の確保				
	条	③	出入口の幅（開放時有効）85cm以上				
	条	④	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし				
	敷地内通路 (屋外)		1	表面は粗面、または滑りにくい仕上げ			
令17 条例35		2	段がある部分はずぎに掲げるもの				
		①	手すりの設置				
		②	踏面の端部とその周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能				
		③	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造				
		3	傾斜路はずぎに掲げるもの				
		①	勾配1/12を超えまたは高さ16cmを超え、かつ、勾配1/20を超える傾斜には手すりの設置				
		②	前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能				
	条	4	階段等の下において、必要な高さおよび空間の確保			1	
	駐車場(※4)		1	つぎに掲げる区分に応じ、それぞれ定める数以上の車椅子駐車施設を設置			
	令18		①	駐車施設が200以下の場合 当該駐車施設の数に2/100を乗じて得た数(端数切り上げ)			4
条例36		②	駐車施設が200を超える場合 当該駐車施設の数に1/100を乗じて得た数(端数切り上げ)に2を加えた数			4	
		2	つぎに掲げる車椅子使用者用駐車施設を1以上設置				
		①	幅350cm以上				
		②	車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置				
	条	3	床面は水平かつ平たん				
	条	4	車椅子使用者用駐車施設または付近に利用居室までの経路についての誘導表示を設置				
標識 令20		1	移動等円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識(※5)を設置				
案内設備		1	建築物またはその敷地に下記の案内設備または案内所を設置				
令21		①	移動等円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置			5	
		②	移動円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所の配置を点字等(※6)で視覚障害者に示す設備の設置				

▶ 凡例 ○:適合、／:対象なし、緩:緩和措置の適用

※1 国交省告示第1074号第1に規定する配置の基準に従い、不特定かつ多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する階の階数に相当する数（国交省告示第1074号第2に規定する階を除く）

※2 国交省告示第1496号（腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房）

※3 多数の者が利用する浴室等を設ける場合

※4 多数の者が利用する駐車場を設ける場合

※5 国交省令第113号（高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの（JIS Z 8210に適合するもの））

※6 国交省告示第1491号（①文字等の浮き彫り、②音による案内、③点字および①②に類するもの）

特定経路とは？ (条例第38条第1項)		道等から各住戸（玄関の戸）までの経路 (地上階とその直上・直下階のみに住戸がある場合は、地上階にあるもののみ)				
特定経路を構成する建築物特定施設（特定経路に追加される基準）						
建築物特定施設 条: 条例付加規定	チェック欄	建築物移動等円滑化基準（特定経路）				緩和措置
段差の禁止 条例38 2(1)	条	1	特定経路上には、階段または段を設けない（傾斜路、EVその他の昇降機を併設する場合を除く）			
出入口 条例38 2(2)	条	1	幅（開放時有効）80cm以上			
	条	2	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし			
	条	3	床面は、平たんで滑りにくい仕上げ			
廊下等 条例38 2(3)	条	1	幅120cm以上			
	条	2	50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない構造			
	条	3	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし			
傾斜路（屋内） 条例38 2(4)	条	1	幅120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）			
	条	2	勾配1/12以下（高さ16cm以下の場合は、1/8以下）			
	条	3	高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置			
	条	4	両側の側壁または立ち上がりの設置			
	条	5	始点、終点に車椅子が安全に停止できる平たんな部分の設置			
エレベーター および昇降ロビー 条例38 2(5)	条	1	各住戸、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階、地上階に停止すること			
	条	2	かご・昇降路の出入口の幅（開放時有効）80cm以上			
	条	3	かごの奥行き115cm以上			
	条	4	乗降ロビーは高低差なく、幅および奥行き150cm以上			
	条	5	かご内および乗降ロビーに、車椅子使用者が円滑に利用可能な位置に制御装置の設置			
	条	6	かご内に、停止予定階、かごの現在位置を表示する装置の設置			
	条	7	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置			
	条	8	かごおよび昇降路の出入口の戸に、かごの中を見通すことができるガラス窓を設置			6
敷地内通路 （屋外） 条例38 2(7)	条	1	幅120cm以上			
	条	2	50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所の設置			
	条	3	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし			
	条	4	傾斜路はつぎに掲げるもの			
	条	①	幅120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）			
	条	②	勾配1/12以下（高さ16cm以下の場合は、1/8以下）			
	条	③	高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る。）は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置			
	条	④	両側に側壁または立ち上がりの設置			
	条	⑤	始点、終点に車椅子が安全に停止できる平たんな部分の設置			
	条	5	排水溝、集水ます等は、設けない。設ける場合は、車椅子使用者等の通行に支障のないもの			
特殊な構造または 使用形態の昇降機 条例38 2(6)	条	1	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること			

▶ 凡例 ○:適合、／:対象なし、緩:緩和措置の適用	
多数の者が使用する車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、集会所等がある場合	建築物、敷地内に左記の建築物特定施設や利用居室を設ける場合、当該施設までの移動等円滑化経路のチェックが必要 (チェックシート1 右欄を添付)

緩和措置

- 1 条例第31条 条例第35条（構造上、やむを得ない場合は、視覚障害者に配慮した安全な措置を講じること）
- 2 条例第32条第3項（高齢者・障害者等利用階段を除き、令第19条第2項第5号に規定するEV・乗降ロビー併設の場合は適用外）
- 3 令第12条第6号（回り階段以外の空間確保困難であるときを除く）
- 4 国交省告示第1072号（出入口部分に車椅子使用者が円滑に乗降可能な場所が1以上設けられている機械式駐車場を設ける場合）
- 5 令第21条第1項（当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合を除く）
- 6 条例第38条第2項第5号（常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合、聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合はこの限りでない）